

令和7年2月13日

## ご回答を受けての照会書

〒064-0951  
札幌市中央区宮の森1条6丁目2-27  
公事宿法律事務所  
医療法人社団斎藤会  
代理人弁護士 高橋 司 殿

〒060-0004  
札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階  
内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
理事長 松 久 三四彦  
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人の令和6年9月17日付申入書に対し、貴職から同年10月28日付「ご通知」をいただいた件に関し、次のとおり照会いたします。

上記「ご通知」にキャンセル規定を同封いただき、さらに令和7年1月9日付「ご通知」もいただいたところ、同キャンセル規定は、貴法人と消費者との間で締結される矯正歯科に係る医療契約の一部を構成するところ、キャンセル規定の内容を検討するためには、前提となる医療契約の内容そのものについても確認する必要があると思料されます。

ついては、貴法人と消費者との間で締結される矯正歯科に係る医療契約の内容を記載した契約書類を令和7年3月13日までに当法人宛にご送付くださいますようお願いいたします。

ご送付いただいた書式自体を当法人のホームページ等において公表することはいませんが、申入れに関連する部分について公表することがあります。もっとも、本照会に対するご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以 上